

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： BEPS 防止措置実施条約

2017年6月7日、我が国は税源浸食及び利益移転（BEPS）を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約（BEPS 防止措置実施条約）に署名しました。2018年7月23日現在、83か国・地域が署名していますが、アメリカは署名していません。

BEPS 防止措置実施条約の目的

本条約は、租税条約に関連する BEPS 防止措置を、既存の租税条約に導入することを目的としています。各国が現在の二国間租税条約を改定するためには、多くの時間を要することが見込まれることから、本条約が、BEPS 防止措置を迅速に導入することを可能にすると考えられたのです。

本条約の適用範囲

本条約は、日本及び二国間条約の相手国のそれぞれが当該二国間条約を適用対象として選択した場合に、本条約の各条項のうちそれぞれの当事者が選択した条項が合致する範囲において二国間条約を書き換えることとなります。

日本が本条約の適用対象として選択している租税条約の相手国・地域は以下のとおりです。

（アイルランド、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、英国、オーストラリア、オランダ、カナダ、韓国、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、スウェーデン、スロバキア、チェコ、中国、ドイツ、トルコ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、ハンガリー、フィジー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ポーランド、ポルトガル、香港、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、ルクセンブルク、ルーマニア（35か国・地域）

また、本条約の各締約国は、本条約のどの条項を、既存の租税条約の適用対象とするかを任意に選択することができます。日本が適用することを選択している本条約の規定は、以下のとおりです。

- ・ 課税上存在しないものとして扱われる事業体を通じて取得される所得に対する租税条約の適用（3条）
- ・ 双方居住者に該当する団体の居住地国の決定（4条）
- ・ 取引の主たる目的に基づく条約の特典の否認（7条）
- ・ 主に不動産から価値が構成される株式等の譲渡収益（9条）
- ・ 第三国にある恒久的施設に帰属する利得に対する特典の制限（10条）
- ・ コミッショネア契約を通じた恒久的施設の人為的回避（12条）
- ・ 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の人為的回避（13条）
- ・ 相互協議手続の改善（16条）
- ・ 移転価格課税への対応的調整（17条）
- ・ 義務的かつ拘束力を有する仲裁（第6部）

適用開始時期

日本では2018年5月18日、国会で BEPS 防止措置実施条約が承認されており、2018年中の発効が見込まれます。本条約が発効すると、発効から所定の期間の経過後に本条約の適用が開始されます。

源泉徴収の課税については各国間の租税条約の両締約国においてこの条約が発効した日の翌年1月1日以後の取引から適用されます。

お見逃しなく！

今後は、日本が選択した BEPS 防止措置実施条約の規定のうち、日本が選択した適用対象国のそれぞれの国とのすり合わせが行われた場合には、既存の二国間条約の規定を置き換えることとなります。